## 北京大野木マイツ・天津大野木マイツニューズレター 2019年 11月号

担当者:宗佳瑩、許海波

## 国家税務総局「非居住納税者が享受する租税協定の優遇管理弁法」の公告解説

国家税務総局が公布した「非居住納税者が享受する租税協定の優遇管理弁法」 (2019年第 35 号) は 2020年1月1日より実施する。非居住納税者の租税協定の享受を簡素化するため、国家税務総局は元の管理弁法 (国家税務総局公告 2015年第 60 号)を改定した。改正の主な点は下記のように纏める。

変化	元 弁 法	新弁法			
報告表の提出	1. 非居住納税者の税収居住者身分情報報告表 (表様式計 2 枚) 2. 非居住納税者が租税協定を享受する状況報 告表(表様式計 7 枚)	1. 非居住納税者が租税 協定を享受する情報報 告表 (表様式 1 枚)			
資料準備	申告時に下記資料を提出必要 1. 租税協定を締約した相手方の主管当局が発行した税収居住者の身分証明 2. 所得の取得と関連する契約、協議、董事会・出資者会決議、支払証憑等の権利所属証明 3. 租税協定優遇の享受条件に符合するを証明できるその他の資料	左記資料を備付・保管必要			
責任	非居住納税者は提・納定の表務真性性、納定の表務真性性、納定の表別。 非居住納税 () () () () () () () () () () () () ()	租税 に と る 会 が は は 住 収 が な 責 う と る 負 が な 責 う と る 負 の よ り と る 負 の よ り と る 負 の よ り 任 に よ り 色 に よ り 色 で に よ り 色 で に よ り の よ り と る 負 の よ り 色 で と の よ り 色 で と の よ り 色 で と の よ り か な 責 う の よ り 色 で と の ま り 色 で と の よ り 色 で と の よ り 色 で と の よ り 色 で と の ま り 色 で と の ま り 色 で と か ま り と か ま り と か ま り 色 で と か ま り と と か ま り と と と と か ま り と と と か ま り と と と か ま り と と と と と と と			

改正後は、非居住納税者が「自己判断・申告・資料保管」の取扱方法で協定待遇 を享受する。

新規定の本質から見ると、申告者が準備すべき資料は改定前とほぼ同じだが、 申告当時に提出必要がなくなり(申告者自己保管)、税務当局が調査され資料提出 の要求を受けた時に、提出すれば良いと改定され、事前提出すべき資料が減少され ており、申告時点では手続きが簡素化されている。 但し、資料完備性、協定享受可否の判断に関するリスクは申告者に移られ、非居住納税者の租税協定享受手続きを簡素化している一方、適法・適切処理したい申告者としてはリスクを高めているとも思われるので、今回の改訂は会社として必ずしもメリットがあるとは限らない。

中国国内における日系企業が外国の非居民企業へ利息配当金、特許権使用料、コンサルサービスの提供等を含める非貿易性質の代金を支払う時に、租税協定優遇を享受するかどうかについては、「中国人民共和国企業所得税法」(以下は「国内法」を略称)に合わせて、支払先の所在地区が中国政府と締結した租税協定において約定内容により判断する必要がある。

租税協定は国内法以上な特恵条件を与えられない場合、企業は代金支払時に租税協定の享受手続きを行う必要がなく、国内法の規定により取扱えばよいと思われる。 国内企業が日本国企業への非貿易性質の代金支払について国内法と租税協定の相違点は下記通りである。

項目	国内法		❷租税協定(例:中日両国)	
	課税所得額	税率	課税所得額	税率
配当金、利息	支払うべき代金全額	<b>1</b> 10%	支払うべき代金全額	10%
特許権使用料	文仏グへ合札並主領		文仏グ、ご代亚主領	10%
コンサルサービス	中国国内での役務提供は国内所得に該当する ため、中国国内で課税する必要がある。 当該役務提供に係る支出、費用が合理的に認識 できる場合、課税所得額は収入から費用支出を	25%	中国国内で提供したコンサルサービスは 同一項目または二つ以上の関連項目で 、その業務期間は任意の連続 12ヶ月の 間連続或いは累計で 6ヶ月を超えてい ない。	免税
	差し引いた金額とする。 通常、実務上は収入に税務機関が査定した利益率に乗じた金額を課税所得額とする。		上記業務の期間が任意の連続 12 ヶ月 の間連続或いは累計で 6 ヶ月を超えた 場合、国内法が規定した課税方式により 実行する。	25%

注記: ●企業所得税法上の税率は20%、企業所得税実施条例はそれを10%に減少させたため、実際の適用税率は10%である。 ❷中国と各国が締結した租税協定は異なっており、例えば、国内企業がシンガポールへ利息を支払う時に、相応な条件 を満たす場合5%の優遇税率を享受できる。そのため、国外へ上記代金を支払う時に、当該国家との租税協定の規定に 合わせて法律根拠を選択できる。